

五

募方

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

各申込みのうち応募額を価格の高い
もかかる。そのうち応募額を順次割り
当てる。各
各国債市場特別参加者ごとの応募
限度額を割り当てる。

ごとの応募限度額を定めるもの
に、参加者（以下「国債市場特
別参加者」といふ。）の価格競争入札

六

発

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

額、金額で六千四百七十一億円
うち、基礎的発行した利付国債に
定むべき発行した利付国債に
一つ、億二千三百四十万、特別計
一億二千三百四十万、特別計
関する法律第十四条第一項の
規定する金額は、発行した利付
に、九億七千九百七十万円

ロ

国債市場
特別参加
者

特別会計の規
定する法律第
四十七
条第一項の
規定する金額は、発行した利付
国債に、九億七千九百七十万円

